

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

第1条(商 号)

当社は、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社と称し、英文では、DIAMOND ELECTRIC HOLDINGS Co., Ltd.と表示する。

第2条(目 的)

1. 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

(1) 変圧器ならびに特殊変圧器、自動車電装部品およびこれに付随する電機器具一式の製造販売

(2) 冷暖房機器、給湯器、ボイラー等の電子制御装置ならびに着火装置および電磁弁の製造販売

(3) 通信機器、医療用機器、その他産業機器の電子部品の製造販売

(4) エレクトロニクス製品および各種電子部品の製造販売

(5) その他の機器、同部品の製造販売

(6) 前各号に附帯関連する調査、企画、設計、監理、コンサルティングおよび技術・ノウハウの販売

(7) 損害保険代理業

(8) 上記各号に附帯関連する一切の事業

2. 当社は、前項各号およびこれに附帯関連する一切の事業を営むことができる。

第3条(本店の所在地)

当社は、本店を大阪市に置く。

第4条(機 関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会

2. 監査等委員会

3. 会計監査人

第5条(公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条(発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、1,460万株とする。

第7条(単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条(単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第9条(単元未満株式の買増し)

当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第10条(株式取扱規則)

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条(株主名簿管理人)

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

第3章 株主総会

第12条(招 集)

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条(開催場所)

当社は、大阪市、または隣接都市で株主総会を開催する。

第14条(定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条(招集権者および議長)

1. 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、取締役社長が議長になる。
2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第17条(決議の方法)

1. 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条(議決権の代理行使)

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第19条(員 数)

1. 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、5名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第20条(選任方法)

1. 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第21条(任 期)

1. 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終

のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第22条(代表取締役および役付取締役)

1. 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。
2. 当会社は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条(招集権者および議長)

1. 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、取締役社長が議長になる。
2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

第24条(取締役会の招集通知)

1. 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条(取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条(取締役会規則)

当会社の取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

第27条(重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第28条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第29条(取締役との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

第30条(監査等委員会の招集通知)

当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第31条(監査等委員会規則)

当会社の監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

第32条(選任方法)

当会社の会計監査人は株主総会において選任する。

第33条(任 期)

1. 当会社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会時ににおいて再任されたものとみなす。

第34条(報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第35条(会計監査人との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

第36条(事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第37条(剰余金の配当の基準日)

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第38条(剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第39条(除斥期間等)

1. 配当財産が金銭である場合(以下「配当金」という。)は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。
2. 未払いの配当金には、利息を付けないものとする。

定款変更の履歴

2018年10月1日 制定

2019年6月25日 附則削除

2021年6月25日 改定